

## 事業計画書目次

[こども青少年局]

### 6款3項4目 こども手当費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和6年度		令和5年度		増△減(6-5)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
192	児童扶養手当支給事業	8,732,632	5,801,755	8,584,379	5,702,919	148,253	98,836	○
193	児童扶養手当支給事務費	215,244	154,809	195,404	144,277	19,840	10,532	
194	特別児童扶養手当支給事務費	49,828	24,083	47,973	22,183	1,855	1,900	
195	児童手当支給事業	54,905,730	6,907,633	46,791,022	7,101,869	8,114,708	▲ 194,236	○
197	児童手当支給事務費	828,763	411,420	564,944	486,265	263,819	▲ 74,845	○
	計	64,732,197	13,299,700	56,183,722	13,457,513	8,548,475	▲ 157,813	

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	4	目	政策番号	3	施策番号	5
事業名称	児童扶養手当支給事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	8,732,632	2,910,877	0	20,000	0	5,801,755
令和5年度	8,584,379	2,861,460	0	20,000	0	5,702,919
増▲減	148,253	49,417	0	0	0	98,836

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	9,248,213	8,856,009	8,413,203	8,413,203	8,413,203
	市債＋一般財源	6,145,476	5,884,006	5,588,803	5,588,803	5,588,803
決算	事業費	8,781,161	8,453,285			
	市債＋一般財源	5,757,715	5,533,371			

事業概要 (アクティビティ)	児童扶養手当法及び関係法令等に基づき、ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
支給対象児童数	単位	目標	331,448	318,445	302,952	292,291	292,291	292,291
	人	実績	319,874	304,454	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績			/	/	/	/
事業目的	ひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。							
背景・課題	<p>[手当額]</p> <p>《全部支給》          児童1人のとき 44,140円 児童2人のとき 10,420円を加算 児童が3人以上の時、3人目以降1人につき 6,250円を加算</p> <p>《一部支給》          児童1人のとき 44,130円～10,410円 児童2人のとき 10,410円～5,210円を加算 児童が3人以上の時、3人目以降1人につき 6,240円～3,130円を加算</p>							
根拠法・方針決裁等	児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則							
根拠・データ等	令和4年度支給実績（児童数）等							
事業スケジュール	昭和36年度 事業開始 平成14年度 県から事務移譲 平成30年度 全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施） 令和元年度 手当の定時支給回数を年間3回（4か月に1回）から年間6回（2か月に1度）に変更 令和2年度 ひとり親の障害年金受給者についての併給調整方法の変更（令和3年3月分手当から実施）							
事業開始年度	昭和36年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童扶養手当支給事業	8,732,632	8,584,379	148,253	制度改正に伴う増
	細事業合計	8,732,632	8,584,379	148,253		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 三木 敢	稲村 友紀
------------------------------------	-------------	------------	-------

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	4	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	児童扶養手当支給事務費										

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	215,244	60,000	0	435	0	154,809
令和5年度	195,404	50,941	0	186	0	144,277
増▲減	19,840	9,059	0	249	0	10,532

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予 算	事業費	90,310	94,654	204,449	204,449	204,449
	市債＋一般財源	90,176	94,468	144,042	144,042	144,042
決 算	事業費	182,626	193,860			
	市債＋一般財源	182,488	171,339			

事業概要 (アクティビティ)	児童扶養手当支給事業の実施に伴い経常的に発生する経費及び、自治体システム標準化に関する業務について執行します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
支給対象児童	単位	目標	331,448	318,445	302,952	292,291	292,291	292,291
	人	実績	319,874	304,454	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績			/	/	/	/
事業目的	次の児童扶養手当支給事務に係る事務経費を執行し、事業の適正な執行や事務の効率化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当に係る審査、認定、支給終了等の通知書の発送及び台帳作成（端末入力事務）等</li> <li>・ 児童扶養手当に係る未収債権管理事務</li> <li>・ 標準化に向けたコンサルティング委託</li> <li>・ 業務見直しに関するコンサルティング委託</li> </ul>							
背景・課題	システム標準化や手続オンライン化への対応、こども家庭センターの設置等に対応するため、システム改修や現行業務の見直しを進めます。							
根拠法令・方針決裁等	児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則							
根拠・データ等	令和4年度歳出実績							
事業スケジュール	昭和36年度 事業開始 平成14年度 県から事務移譲 平成30年度 全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施） 令和元年度 手当の定時支給回数を年間3回（4か月に1回）から年間6回（2か月に1度）に変更 令和2年度 ひとり親の障害年金受給者についての併給調整方法の変更（令和3年3月分手当から実施）							
事業開始年度	昭和36年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童扶養手当支給事務費	215,244	195,404	19,840
	細事業合計	215,244	195,404	19,840	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 三木 敢	稲村 友紀
------------------------------------	-------------	------------	-------

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	4	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	特別児童扶養手当支給事務費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	49,828	25,607	0	138	0	24,083
令和5年度	47,973	25,699	0	91	0	22,183
増▲減	1,855	▲92	0	47	0	1,900

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	55,877	53,575	47,716	47,716	47,716
	市債＋一般財源	25,763	25,591	21,982	21,982	21,982
決算	事業費	25,597	33,455			
	市債＋一般財源	0	0			

事業概要 (アクティビティ)	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
3月末日時点の受給者数(支給停止も含む)及び歳出実績	単位	目標	7581	7015	6502	6228	6228	6228
	人	実績	6494	6323	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	単位	目標						
		実績			/	/	/	/
事業目的	<p>精神又は身体に障害を有する児童に対して福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。</p> <p>対象者：要件に該当する障害児を監護・養育する父、母又は父母に代わって養育している人                  手当額：1級 53,700円 2級 35,760円 (令和5年4月現在)                  支給方法：年3回 受給者本人口座振込                  支給機関：厚生労働省</p> <p>具体的には、特別児童扶養手当に係る審査、認定、支給終了等の通知書等の発送及び台帳作成(端末入力事務等を実施します。)</p>							
背景・課題								
根拠法令・方針決裁等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律							
根拠・データ等	3月末日時点の受給者数(支給停止も含む)及び歳出実績							
事業スケジュール	昭和39年度 事業開始 平成27年度 県から事務移譲							
事業開始年度	昭和39年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	特別児童扶養手当支給事務費	49,828	47,973	1,855	実績に基づき事務費を見直したことによる減
細事業合計		49,828	47,973	1,855		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 宮本 直幸	高橋 百合
------------------------------------	-------------	-------------	-------

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	■ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	4	目	政策番号	1	施策番号	2
事業名称	児童手当支給事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	54,905,730	41,076,479	6,914,618	7,000	0	6,907,633
令和5年度	46,791,022	32,573,299	7,108,854	7,000	0	7,101,869
増▲減	8,114,708	8,503,180	▲194,236	0	0	▲194,236

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	50,821,620	48,604,545	73,926,825	73,926,825	73,926,825
	市債＋一般財源	7,691,429	7,422,138	12,314,138	12,314,138	12,314,138
決算	事業費	51,002,896	48,604,545			
	市債＋一般財源	8,017,844	7,422,138			

事業概要 (アクティビティ)	児童を養育している方に児童手当を支給します。								
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
支給対象児童数	単位	目標	5,150,624	4,820,444	4,562,578	4,919,562	5,953,068	5,953,068	5,953,068
	人	実績	5,142,376	4,683,637	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
	単位	目標							
		実績			/	/	/	/	
事業目的	家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促します。								
背景・課題	<p>[手当額] ○令和6年10月支給分まで</p> <p>【児童手当】  《3歳未満》 児童1人につき、月額 15,000円  《3歳以上小学校修了前》 児童1人につき、月額 10,000円  《中学生》 児童1人につき、月額 10,000円  ※《3歳以上小学校修了前》の児童は、第3子以降は月額15,000円</p> <p>【特例給付】  《所得制限限度額以上所得上限限度額未満》 中学生以下の児童一人につき、特例給付として月額5,000円  (所得制限限度額目安)：夫婦と児童二世帯、年収960万円程度、扶養親族数に応じて加減。</p> <p>【支給対象外】 令和4年度児童手当法改正により新設  《所得上限限度額以上》 令和4年10月支給分から特例給付の対象者のうち、所得上限限度額以上の方が支給対象外となった。  (所得上限限度額目安) 夫婦と児童二世帯、年収1200万円程度、扶養親族数に応じて加減。</p> <p>○令和6年12月支給分から(法改正により、所得制限の撤廃・支給期間の延長・多子世帯への増額・隔月(偶数月)の年6回の支給)</p> <p>【児童手当】  《3歳未満》 児童1人につき、月額 15,000円  《3歳以上小学校修了前》 児童1人につき、月額 10,000円  《中学生》 児童1人につき、月額 10,000円  《高校生》 児童1人につき、月額 10,000円  ※《3歳以上～高校生》の児童は、第3子以降は月額30,000円</p>								
根拠法・方針決裁等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則								
根拠・データ等	令和4年度支給実績(児童数)等								
事業スケジュール	<p>昭和46年度 事業開始</p> <p>平成22～23年度 子ども手当として支給</p> <p>平成24年度 改正後の児童手当法に基づく事業開始</p> <p>令和4年度 10月支給分から児童手当法の一部改正 (特例給付のうち一部の高所得者を支給対象外とする)</p> <p>令和6年度 令和6年12月支給分から児童手当法の一部改正 (所得制限を撤廃、支給期間を延長し、多子世帯へ増額、年3回の支給を隔月(偶数月)の年6回とする)</p>								

事業開始年度	昭和46年度
--------	--------

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	(単位:千円) 増減説明
	1	児童手当支給事業	54,905,730	46,791,022	8,114,708	
細事業合計		54,905,730	46,791,022	8,114,708		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	藤浪 博子	小堀 志穂	平田 満理奈

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こども家庭課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	5					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	4	目	政策番号	99	施策番号	99
事業名称	児童手当支給事務費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	828,763	417,170	0	173	0	411,420
令和5年度	564,944	78,500	0	179	0	486,265
増▲減	263,819	338,670	0	▲6	0	▲74,845

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	476,095	484,855	632,443	632,443	632,443
	市債＋一般財源	413,843	443,351	546,070	546,070	546,070
決算	事業費	469,045	468,732			
	市債＋一般財源	417,214	344,415			

事業概要 (アクティビティ)	中学校修了前（児童手当拡充後は18歳になって最初の3月31日まで）の児童を養育している方に児童手当を支給します。								
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
支給対象児童数(合計)	単位	目標	5150624	4820444	4562578	4919562	5953068	5953068	5953068
	人	実績	5142376	4683637					
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
	単位	目標							
		実績							
事業目的	<p>家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。</p> <p>具体的には、以下の項目を実施します。          新規認定・現況届受付・審査・認定・支給終了等の通知書発送及び台帳作成(端末入力事務)・管理等          児童手当拡充対応のために必要なシステム改修、申請勸奨等          標準化に向けたコンサルティング委託</p>								
背景・課題	令和6年10月分からの児童手当の拡充に対応するため、システム改修・申請勸奨等を行います。拡充後の初回の支給は令和6年12月です。								
根拠法令・方針決裁等	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則								
根拠・データ等	令和4年度歳出実績等								
事業スケジュール	<p>昭和46年度 事業開始</p> <p>平成22～23年度 子ども手当として支給</p> <p>平成24年度 改正後の児童手当法に基づく事業開始</p> <p>令和4年度 10月支給分から児童手当法の一部改正 (特例給付のうち一部の高所得者を支給対象外とする)</p> <p>令和6年度 12月支給分から児童手当の拡充(所得制限の撤廃、支給期間の延長、多子世帯への加算、年3回の支給を隔月(偶数月)の年6回とする)</p>								
事業開始年度	昭和46年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童手当支給事務費	828,763	564,944	263,819	
	細事業合計	828,763	564,944	263,819		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 藤浪 博子	係長 小堀 志穂	小堀 志穂
------------------------------------	-------------	-------------	-------